

○鹿児島県住宅供給公社賃貸住宅・賃貸施設等 入居促進協力者に対する協力謝礼金交付要領

第1条 鹿児島県住宅供給公社(以下「公社」という。)の賃貸住宅及び賃貸施設における空室を解消するため、賃貸住宅入居者等の協力を得て積極的な入居促進を図るものとする。

第2条 この要領の対象となる賃貸住宅及び賃貸施設は、下表のとおりとする。

賃貸住宅	公社ビル, アーバンシャトー加治屋, ファミリープラザめいわ, メゾン原良西
賃貸施設	公社ビル, ファミリープラザめいわ, 妙円寺近隣センター, 加治木近隣センター

第3条 理事長は、賃貸住宅入居者等が、賃貸住宅・賃貸施設等への入居者を紹介し、賃貸住宅・賃貸施設等の賃貸借契約が成立したときは、賃貸住宅・賃貸施設等入居促進協力者(以下「入居促進協力者」という。)に対し、協力謝礼金を交付しお礼をする。

2 協力謝礼金については、賃貸住宅の場合は1戸当たり2万円、賃貸施設の場合は1室当たり2万円とする。

第4条 入居促進協力者から賃貸住宅・賃貸施設等入居希望者に係る情報提供を受けたときは、公社は賃貸住宅・賃貸施設等入居促進処理簿(別記第1号様式)に記載するものとする。

第5条 入居促進協力者が協力謝礼金の交付を受けようとするときは、協力謝礼金交付申請書(別記第2号様式)を理事長に提出するものとする。

第6条 理事長は、前条の申請書を受理し、賃貸住宅・賃貸施設等の入居が完了したときは、協力謝礼金交付伺により入居日から30日以内に協力謝礼金を支払うとともに、協力謝礼金交付台帳(別記第3号様式)に記載するものとする。

第7条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年8月10日から施行し、理事長が必要と認める日までとする。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。